

「SecureMinder オンライン資格確認」サービス利用規約

第 1.4 版

プラネットワークス株式会社

制定：2026 年 10 月 1 日

(新規契約：2026 年 10 月 1 日より適用／既存契約：次回更新時より適用)

1. サービスの内容

三菱電機デジタルイノベーション株式会社が提供している SecureMinder オンライン資格確認サービスを販売代理店である当社を経由して提供します。当該サービスで、オンライン資格確認およびオンライン請求が行えるセキュアなネットワーク環境を提供します。

2. サービス利用規約の変更

当社は、本サービス利用規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本サービス利用規約によります。

3. ご利用条件

当サービスは、ルータ型クライアントを用いて NTT フレッツ光ネクスト回線、もしくはインターネット回線を用いて三菱電機デジタルイノベーション株式会社のセキュアネットワーク接続センター（以降、接続センター）へ接続することで行います。必要となる接続回線と契約条件は下記のとおりです。

<接続回線>

・インターネット接続の場合

IPv4 で接続可能なインターネット回線であれば、回線事業者および ISP の指定はありません。既にご利用の回線がある場合は、改めて準備する必要はありません。但し回線事業者、及び ISP にて IPsec 通信を制限していないことが条件となります。 ※IPv6 インターネットには対応していません。

・IPsec over IP-VPN(フレッツ光ネクスト)接続の場合

社会保険診療報酬支払基金が IP-VPN として指定するオンライン資格確認の接続可能回線のうち NTT 東日本、西日本が提供する回線を利用する必要があります。詳細は下記 URL の一覧でご確認ください。

■利用可能対象回線事業者：NTT 東日本/NTT 西日本

■サービスプラン：フレッツ光ネクスト回線（フレッツ v6 オプション必須）URL:

<https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/iryokikan/index.html#cms04>

<契約条件>

・ルータ型クライアントについて：

ルータ型クライアントは貸与となります。本体保守については月額料金に含まれており、通常利用における故障等発生時は先出センドバックによる代替機への交換対応となります。天災またはお客様過失によるルータ破損、紛失の場合は、代替機への交換について原則お客様による負担となります。

また、サービス解約後は当社への返却が必要となります。

ユーザ都合により設定変更が生じた場合、有償対応の対象となります。

・契約単位：

基本的に 1 法人 1 契約とさせていただきますが、同一の法人であってもシステム管理上、経費管理上、別の管理で運用されているユーザは異なる法人とみなします。

4. サービス品質

本サービスは、24 時間 365 日（基幹設備のメンテナンスによるサービス停止を除く）提供します。本サービスに関わる基幹設備、基幹回線についてはすべて冗長構成により耐障害性を確保しており、障害発生時においても原則無停止でサービス継続を行います。支払基金ネットワークへの接続に関わらない基幹設備（ルータリモートメンテナンス、セキュリティサイトアクセスオプション）については、障害発生時において復旧目標時間 4 時間となります。クライアント拠点の接続回線は、接続機関においてご契約の回線事業者および ISP のサービス品質に依存します。

5. サービス利用料体系

本サービスの料金体系は、別表＜料金＞のとおりとします。

6. サービス開始日

納品の翌月 1 日をサービス開始日とします。

7. 最低利用期間および契約期間

本サービスの最低利用期間および契約期間は、サービス開始月の 1 日から起算して 1 年間（以下「契約期間」といいます）とします。

8. 支払および利用料の性質

- (1) サービス利用料金の 1 年分をサービス開始の前月末までに一括前払いとします。
初年度は、一時金の初期費用と合わせて支払うこととします。
- (2) 本サービスの利用料金は年額単位の体系となっており、年間分の対価として確定しているものとします。

9. 遅延損害金

支払いを遅延した場合には、支払い期日の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じて年 14.6 %の割合（1 年を 365 日とする日割）で計算した額を遅延損害金として当社に支払うこととします。

10. 提供された物品の返還

支払いを遅延した場合は、提供している物品を直ちに回収することができるものとする。

11. サービス利用有効期間

本サービスは、サービス開始から 1 年間有効とし、期間満了 3 か月前に書面により、継続確認を行う。別段の意思表示がない限り、更に契約期間満了の翌日から 1 年間同一条件をもって自動的に更新されるものとする。

12. サービスの中途解約および返金・違約金

- (1) 本サービスを解約する場合は、解約申込書を提出し、提出日の翌々月末で解約とします。理由の如何を問わず、すでに支払われた利用料金の返金は一切行わないものとします。解約後は、提供している物品を返却するものとします。
- (2) 本サービスは年額契約の性質を有するため、中途解約の場合であっても、理由の如何を問わず、すでに支払われた利用料金（未提供期間分を含む）の返金および月割り精算は一切行わないものとします。
- (3) 解約後は、提供している物品を速やかに返却するものとします。

13. 契約の解除

次の一つにでも該当した場合には、何ら催告を要せず、本契約を解除できるものとします。

- (1) 本契約に違反し相当の期間を定めて契約の履行を催告したにもかかわらず、契約の履行がなされなかったとき。
- (2) 監督官庁から営業許可取消・停止などの処分を受けたとき。
- (3) 手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき。
- (4) 第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生手続の開始、会社更生手続又はこれらに類する倒産手続の開始の申し立てを受けたとき、又は申し立てを自らなしたとき。
- (6) 解散（合併の場合を除く）の株主総会決議をしたとき。
- (7) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (8) サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがあるとき。
- (9) その他本契約の義務の履行が期待できないと認められる相当の事由があるとき。

1 4. 免責

次に定める事項に基づき発生した損害につき、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は損害賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、事変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、争議行為、伝染病、疫病その他不可抗力による場合。
- (2) 通信回線や機器の設置、撤去、修理又は復旧のために、土地、建物その他の設備に、敷設、掘削、穴を開ける等の作業が必要となった場合に、当該土地、建物等その他設備に発生することを余儀なくされる、原状回復費等の損害。また、契約の中途解約又は契約の解除により通信回線や機器を撤去する場合には第 12 条（サービスの中途解約および返金・違約金）及び第 13 条（契約の解除）の規定がそれぞれ適用される。

1 5. 損害賠償

当社が契約者に対して負担する賠償額は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスの年間利用料金を限度とします。

1 6. 個人情報の取り扱い

当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報（要配慮個人情報を含む）について、個人情報保護法および関係法令、ならびに当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱うものとします。

1 7. 反社会的勢力との取引防止

自らが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者などの反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

以下の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要しないで、直ちに本契約の全部を解除することが出来るものとします。

- (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過しない者、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合。
- (2) 自らの代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は、関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。

前項の規定により本契約の全部を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを一切賠償しないものとします。

以上

別表<料金体系>

サービス名	内容	料金 (税込)	備考
初期費用	ルータ型クライアント装置<CE-S2>	66,000 円	一時金
年間利用料	1. VPN 回線利用料	52,800 円	セキュリティサイト アクセス含む
	2. 電話サポート ※オンサイト保守は、別途料金がかかります。	13,200 円	平日 10 時～17 時 30 分

以上

改定履歴

版	変更日	変更内容
1.1	2025 年 1 月 28 日	3. ご利用条件の追加 4. サービス品質の追加
1.2	2025 年 3 月 17 日	別表<料金体系>備考欄：電話サポート対応時間の変更
1.3	2025 年 4 月 1 日	会社統合に伴う社名表記の変更（三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社→三菱電機デジタルイノベーション株式会社）
1.4	2026 年 10 月 1 日	2. (規約の変更)：変更手続きの明記
		8. (支払)・第 12 条 (解約)：年間契約体系の表記明確化
		1 4. (免責)・1 5. 損害賠償：当社責任範囲およびお客様の権利の適正化
		1 6. (個人情報の取り扱い)：情報管理条項の新設